

「オキサチアピプロリン」、「フルオピコリド」及び「マラチオン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

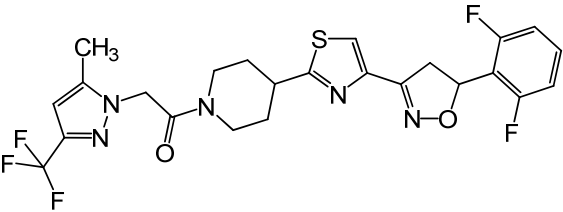
1. オキサチアピプロリン（農薬）
2. フルオピコリド（農薬）
3. マラチオン（農薬）

オキサチアピプロリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年2月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	オキサチアピプロリン(Oxathiapiprolin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピペリジニル・チアゾール・イソキサゾリン系の殺菌剤である。作用機構は不明だが、菌糸の伸長抑制や胞子形成等を阻害することにより、殺菌効果を発現すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
	今回、ばれいしょ、トマト、ぶどう等への新規登録申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

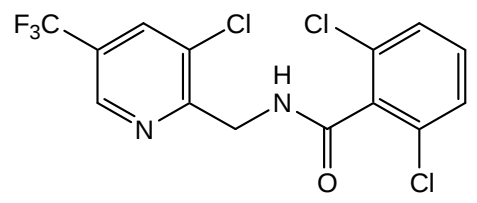
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルオピコリド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年1月29日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルオピコリド (Fluopicolide)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンズアミド骨格を有する殺菌剤である。作用機構は不明であるが、電子伝達系阻害、セルロース生合成阻害等とは異なる作用で殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、たまねぎ、ぶどう等 今回、かんきつへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.08 mg/kg 体重/day ARfD=0.6 mg/kg 体重
	国際基準	キャベツ、ねぎ、ぶどう等
	諸外国	米 国 基 準 : ぶどう、トマト、ブロッコリー等 カナダ基準: ほうれんそう、にんにく、トマト等 E U 基 準 : ぶどう、ばれいしょ、にんじん等 豪 州 基 準 : ぶどう ニュージーランド基準: ばれいしょ
食品安全委員会での評価等	【1】平成17年12月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年9月20日 食品健康影響評価結果通知を受理 【2】平成21年6月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年4月22日 食品健康影響評価結果通知を受理 ADI = 0.079 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

マラチオン

1. 今回の諮問の経緯

- ・マラチオンについては、平成23年3月22日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成26年5月13日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準が設定されているほうれんそう、いちご等の基準を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	マラチオン (Malathion)	
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3\text{O} \quad \text{S} \\ \diagdown \quad \diagup \\ \text{P} \\ \diagup \quad \diagdown \\ \text{CH}_3\text{O} \quad \text{S} \end{array} \text{---} \begin{array}{c} \text{COOC}_2\text{H}_5 \\ \\ \text{CH}_2\text{---COOC}_2\text{H}_5 \end{array} $	
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系の殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼを阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物: 稲、だいず、だいこん、りんご等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.3 mg/kg 体重/day ARfD=2 mg/kg 体重
	国際基準	小麦、りんご等
	諸外国	米 国 基 準: とうもろこし、ばれいしょ等 カナダ基準: りんご、トマト等 E U 基 準: 穀類、茶等 豪 州 基 準: 穀類、かんきつ類等 ニュージーランド基準: 穀類、畜産物等
食品安全委員会での評価等	平成23年3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年5月13日 食品健康影響評価結果 受理 ADI= 0.29 mg/kg 体重/day ARfD= 1.5 mg/kg 体重	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【フルオピコリド】

・作物残留試験